審　　査　　基　　準

平成２７年３月２６日

法　　令　　名	鳥取県個人情報保護条例
根　拠　条　文	第１４条第１項
処 分 の 概 要	個人情報の開示決定等
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会、鳥取県警察本部長
法 令 の 定 め	鳥取県個人情報保護条例第１６条各号
審　査　基　準	別紙のとおり
標 準 処 理 期 間	１５日
申　　請　　先	警察本部警務部広報県民課又は警察署の担当窓口
問 い 合 わ せ 先	警察本部警務部広報県民課 （電話　０８５７－２３－０１１０）
備　　考	

別紙

１　第１６条第１号（法令秘に関する情報）関係

（１）　本号は、「法令秘に関する情報」に係る非開示条項であり、法令の規定により開示することができない情報及び実施機関が従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為（以下「指示等」という。）により開示することができない情報については、開示しないことを定めたものである。

（２）　当該法令の規定及び指示等の内容が、本人に対する開示を禁止していないと解される場合は本号に該当しない。

２　第１６条第２号（生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあり開示できない情報）関係

（１）　本号は、本人又は法定代理人に開示をすることにより、当該開示請求に係る個人情報の本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあると認められる情報については、開示しないことを定めたものである。

（２）　「生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」とは、次のようなものをいう。

ア　自己を本人とする個人情報について本人が開示請求を行う場合

例えば、患者本人が自己のカルテを開示請求している場合で、患者の精神状態、病状の進行状態等から、症状や治療内容等について十分な説明をしたとしても、開示により、患者本人に心理的影響を与え、患者の病状の悪化をもたらすことが予見される場合など、開示請求者本人に開示をすることにより、当該本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのあるものをいう。

イ　未成年者又は成年被後見人に代わって法定代理人がこれらの者の個人情報の開示請求を行う場合

例えば、児童虐待を行っている親が、法定代理人として本人に代わって相談記録を開示請求している場合で、開示により、本人への虐待が強まることが予見される場合など、法定代理人に開示をすることにより、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのあるものをいう。

（３）　未成年者の法定代理人から開示請求があった場合は、必要に応じて当該未成年者本人の意思を確認し、当該未成年者本人が反対の意思を表明したときは、原則として「本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」として取り扱うなど、本人の利益を損なうことのないよう留意する。

３　第１６条第３号（開示請求者以外の個人に関する情報）関係

（１）　本号は、開示請求者以外の個人の権利利益を保護する観点から、開示請求の対象となった公文書に開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報がある場合は、原則として開示しないことを定めるとともに、権利利益の保護の観点から非開示とする必要性の乏しいものや、公益上の理由から開示する必要性の認められるものについて、開示することを定めたものである。

（２）　「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」とは、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、第４号により取り扱うこととしたためである。

（３）　「ただし書ア」について

ア　「法令の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、開示請求者を含む特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定も含まれる。

イ　「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることをいうが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものでなく、事実上の慣習として、開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されていることをいう。「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」の具体例としては、請求者の家族構成に関する情報（配偶者や子の名前や年齢等）などが考えられる。

（４）　「ただし書イ」について

開示請求者以外の個人に関する情報について、非開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康、生活又は財産を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を非開示とする情報から除外することを定めたものである。現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性の高い場合も含まれる。

この比較考量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

（５）　「ただし書ウ」について

ア　公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職名、氏名及び職務遂行の内容に係る部分を、非開示とする情報から除外することを定めたものである。

イ　警部補及びこれに相当する職以下の職にある警察職員については、職務上、生命又は身体に危険が及ぶおそれが高く、氏名の開示により当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがあることから、規則で、その氏名を非開示と定めている。

４　第１６条第４号（法人等に関する情報）関係

（１）　本号は、「法人等に関する情報」に係る非開示条項であり、法人等が事業を営むことについては、公共の福祉に反しない限り自由に事業活動を行うことができることから、事業活動に不利益を与えるおそれのある情報については、開示しないことを定めたものである。

（２）　「競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する」とは、公正な競争が阻害されたり、競争上不利になるなど、事業の運営に不利益を与える場合で、かつ、法的保護に値する正当な利益があるものをいう。

５　第１６条第５号（個人の評価等に関する情報）関係

（１）　本号は、「個人の評価等に関する情報」に係る非開示条項であり、個人情報が開示されることにより当該個人の評価等又は将来の個人の評価等に著しい支障が生じる情報については、開示しないことを定めたものである。

（２）　「当該個人の評価等又は将来の個人の評価等に著しい支障を生ずるおそれ」とは、本人の利益、第三者の利益及び公共の利益を総合的に考慮して当該個人の評価等又は将来の個人の評価等に著しい支障があるものをいう。

６　第１６条第６号（犯罪の予防等に関する情報）関係

（１）　本号は、本人に開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報については、開示しないことを定めたものである。

（２）　「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防･捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨である。

風俗営業等の許認可、伝染病予防、食品･環境･薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等のいわゆる行政警察に関する情報は、本号の対象ではなく、第８号に

より開示･非開示の判断が行われることになる。

（３）　「おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある」とは、本号に該当するか否かの判断には、犯罪等に関する将来予測としての専門的･技術的判断を要するなどの特殊性があることから、司法審査の場においては、裁判所は実施機関の一次的判断を尊重し、その判断が合理性をもつ判断として許容される限度内のものかどうかを審理･判断することが適当であるため、このような規定としているものである。

７　第１６条第７号（審議、検討又は協議に関する情報）関係

（１）　本号は、「審議、検討又は協議に関する情報」に係る非開示条項であり、個人情報が開示されることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる情報又は特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがある情報については、開示しないことを定めたものである。

（２）　「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過できない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と非開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断される。

８　第１６条第８号（事務又は事業に関する情報）関係

（１）　本号は、「事務又は事業に関する情報」に係る非開示条項であり、開示することにより、県又は国等が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報については、開示しないことを定めたものである。

（２）　本号に例示されている事務事業は、典型的な支障の例を列挙したものである。

（３）　「当該事務の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、当該事務事業の性質に照らして当該個人情報を開示することにより、法的保護に値する支障を及ぼすおそれがあるものをいう。